

聖心学園 檀原学院高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめとは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その身体の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある問題である。

このことから、本校においては、すべての教職員が、いじめは重大な人権問題として捉え、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒一人一人がいじめを絶対にしないという心を育てるとともに、いじめの傍観者にならない正しい人権感覚を養い、いじめのない学校づくりを実践するものとする。

そのために、教職員自らが、いじめを絶対に許さないという共通理解のもと、いじめを見逃さない力や対応力を向上させるよう日々研鑽するとともに、全教職員が組織的に取り組み、学校生活の中で、すべての生徒が安心して教育活動に参加できる環境づくりに努める。

1、いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは人の命を奪うほどの重大な人権問題であり、絶対に許すことのできない行為である。いじめがどの生徒にも、どこの学校にも起こり得る問題であることを理解し、学校と家庭の連携を密に行い、常に関係機関とも連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの認識

- いじめは絶対に許されない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どこの学校にでも起こり得る問題である。
- いじめの加害生徒等と被害生徒等とは入れ替わることが起こり得るものである。
加害者や被害者になりそうな生徒等を発見・予見して対応しようとするものではなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが重要である。
- 校外で起こるいじめもあることから、日頃から学校・家庭・地域・関係機関等との連携した取組を継続して行う。

2、いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等の組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処法に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。

(2) いじめ防止等に関わる年間指導計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係わる年間指導計画を別に定める。

年間指導計画の作成にあたっては、生徒の指導・職員研修・保護者や関係機関との連携に留意する。

3、いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの生徒等が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

4、重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに学校設置者及び県教育振興課へ報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

5、その他

教職員一人一人が、ホームルーム活動をはじめ、全ての教育活動を通じて、生徒間の心の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心を育み、いじめを許さない学校づくりを行う。いじめ防止等についても基本方針をはじめ、積極的に家庭や関係機関との連携を継続して行う。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、基本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ防止等のための組織

◎いじめ問題対策委員会

校長・教頭・教務部長・生徒指導部長・学年主任・人権教育担当者・生徒指導部員
 養護教諭・関係職員
 ※必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の参加を願う
 重大事態の場合は学校設置者を含む

・組織的な流れ

いじめ（疑われるものも含む）事象の相談 → 面談やアンケート調査により積極的な
 認知に努める

↓ 確認

正確な事実確認と情報共有（担任・学年主任・部活動顧問等関係職員）
 ○被害者等・加害者等からの聴き取り
 ○周囲生徒等からの情報収集
 ○保護者との連携

↓ 報告

校長・教頭・生徒指導部長 報告 → 重大事象については速やかに
 学校設置者へ報告
 県教育振興課へ報告

↓ 招集（即対応）

いじめ問題対策委員会
 ↓ 招集
 ○教職員の役割分担と指導方針の決定
 ○県地域振興部教育振興課・警察等関係機関との連携
 橿原警察署 0744-23-0110 県教育振興課 0742-27-8347
 ○保護者への情報提供

職員会議

↓ 対応

○事象内容・指導方針・役割分担を全職員で共通理解する
 ○全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導
 に迅速に取り組む

◎具体的な指導・支援

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

被害者への支援 共感的に受け止める	加害者への指導 毅然とした態度で	友人・知人への指導、支援 (観衆・傍観者等) みんなを守るといふ姿勢
○伝えること ・学校として何としても守るといふ姿勢 ・プライバシーの保護 ○確認すること ・身体の被害状況（診断書） ・金品の被害状況 ・カウンセリングの必要性 ・警察への被害申告の意志 ○留意すること ・再発や潜在化 ・保護者への説明と保護者の考えの確認	○伝えること ・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛み ・自分の行為が重大な結果に繋がった ○確認すること ・カウンセリングの必要性 ○留意すること ・加害者の心理的背景（ストレス・自己存在感等） ・加害者が被害者になること ・保護者との連携	○伝えること ・いじめられた側の心の痛み ・観衆や傍観者も加害者であること ・いじめを知らせてきた生徒の安全確保 ・プライバシーの保護 ○確認すること ・カウンセリングの必要性 ○留意すること ・観衆や傍観者が被害者になること
再発防止のための保護者・関係機関と連携した見守り		

◎重大事態への対応

- ・速やかに学校設置者及び県教育振興課に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・学校設置者を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事象解決に努める
- ・当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催を検討する
- ・報道関係への対応は管理職が窓口となる